

## 告 示

### 埼玉県告示第七百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友東松山店

埼玉県東松山市小松原町十一番地一

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 若林辰雄

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

##### ハ 変更年月日

平成二十八年六月二十八日

##### ニ 届出年月日

平成二十九年六月十五日

#### 二 縦覧期間

平成二十九年六月二十七日から平成二十九年十月二十七日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

平成二十九年六月二十七日から平成二十九年十月二十七日まで

##### ロ 意見書提出先

